

新潟県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

新潟県教育委員会

委員長 外 山 迪 子

新潟県教育委員会規則第6号

新潟県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

新潟県教育委員会公告式規則（昭和25年新潟県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） <u>第15条第2項</u> の規定に基づく公告式は、この規則の定めるところによる。	第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） <u>第14条第2項</u> の規定に基づく公告式は、この規則の定めるところによる。
第2条 教育委員会規則を公布しようとするとき又は教育委員会の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日、教育委員会名及び <u>教育長名</u> を記入しなければならない。	第2条 教育委員会規則を公布しようとするとき又は教育委員会の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日、教育委員会名及び <u>委員長名</u> を記入しなければならない。 <u>2 委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。</u>

附 則

- 1 この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の規定により改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長が在職する場合には、改正前の新潟県教育委員会公告式規則第2条の規定は、なおその効力を有する。